

第17章 市内総生産・市民所得

○概要

岩手県が公表している「令和2年度岩手県市町村経済計算」の結果を表したものです。平成25年度から、従来の「岩手県の市町村所得推計」に代わり、県主体での「岩手県市町村経済計算」の推計が開始されました。市町村経済計算の概念・推計方法を内閣府経済社会総合研究所が示す「県民経済計算標準方式（平成17年基準版）」に基づき算出した県民経済計算に準じることにより、時系列推移での把握が可能となったほか、県外市町村等と相互比較ができるようになりました。また、平成27年度から、推計方法が最新の国際基準である平成23年基準に変更されました。

平成27年度以前の数値については、推計方法の変更や新しい統計結果等により遡及改定をしており、過去の公表値と異なる場合がありますので、数値の利用に当たっては注意が必要です。平成27年度以前の数値を利用する場合は、本書を参照してください。

○用語説明

市町村経済計算	市町村単位での1年間に生み出された価値（付加価値）を「生産」、「分配」、「支出」の三面から捉え、市町村の経済規模、産業構造等を明らかにしようとするものです。岩手県の市町村経済計算では、生産面から把握した付加価値を「市町村内総生産」、分配面から把握した付加価値を「市町村所得」として推計の対象としています。統計資料の制約から、「支出」は推計していません。
付加価値と三面等価	企業等が土地や資本、労働などの生産要素を組み合わせ、財貨やサービスを生産しますが、これらの生産物の価値を合計したものが生産総額（産出額）となります。生産総額のうち、生産のために使用した原材料や燃料などの中間生産物（中間投入）を差引くことにより、新たに生み出された価値である付加価値（総生産）が得られます。付加価値は、生産要素を提供したものに対して、地代や利潤等の形で報酬として分配されます。その分配された所得は、消費または投資のために支出され、新たな需要となって生産活動を誘発します。このように経済活動は、生産→所得（分配）→支出という循環を繰り返しますが、これは同一の価値を3つの異なった側面から捉えたものであり、概念上の調整によって一致します。
市町村内概念	「市町村内」概念は、市町村の行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地に関わりなく捉えるものです。岩手県の市町村経済計算では、市町村内総生産を市町村内概念で把握しています。
市町村民概念	「市町村民」概念は、市町村内居住者（＝市町村民）が生産活動によって生み出した付加価値を、就業地に関わりなく捉えるものです。岩手県の市町村経済計算では、市町村所得の分配を市町村民概念で把握しています。
市内総生産	1年間に市内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額を表します。本書では、国際標準産業分類による経済活動部門別に分類された「経済活動別市内総生産」を掲載しています。
総生産と純生産	付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産過程において減耗する価格分（固定資本減耗）を含むか否かによって、総生産と純生産の違いがあります。固定資本減耗を含むものを総生産、控除したものを純生産といいます。
輸入品に課される税・関税	輸入品に課される税は、関税と輸入品商品税等からなります。国民経済計算に準じて経済活動別に配分せず、一括して輸入する事業所所在地に計上しています。
総資本形成に係る消費税	課税業者の総資本形成（市町村経済計算では推計されていない「支出」の側面のうち投資に係る概念）に係る消費税は、事業者が消費税を納入する際納税額から控除できる制度（仕入税額控除）が採られているため、支出側においては消費税を控除した金額で総資本形成が計上されています。しかし、生産側では経済活動別に総資本形成に係る消費税を分割することが困難であるため、全て税込表示で計上した上で総資本形成に係る消費税の総額を一括して控除しています。
市民所得の分配	市内居住者が1年間携わった生産活動によって発生した純付加価値（固定資本減耗を控除したもの）が、市民に対してどのように分配されるかを示したもので、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得から構成されます。その総額が市民所得です。
雇用者報酬	雇用者報酬には、雇用者（市内に居住し生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての者）に対して、賃金、給与、賞与等として現金で支払われるもののほか、雇主の現実社会負担（公的社会保障制度・年金基金）、雇主の帰属社会負担（退職一時金・労務災害補償）などがあります。
雇主の現実社会負担	雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当します。
雇主の帰属社会負担	社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金や公務災害補償など雇主自身の源泉から給付が行われるもので、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させることから、帰属社会負担と呼ばれます。
財産所得（非企業部門）	一般政府・家計・対家計民間非営利団体といった非企業部門において、金融資産や土地財産などの貸借から発生する所得を計上したものです。その内訳は、利子、配当、その他の投資所得、賃貸料に分かれ、家計部門のみ内訳を掲載しています。企業部門の財産所得は、企業所得に含まれます。
一般政府	中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）とそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成されます。政府及び社会保障基金に支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれます。
家計	同じ住居で、特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団のことで、自営の個人企業も含まれます。
対家計民間非営利団体	政府により支配、資金供給されているものを除き、家計に対して、他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを利益追求を旨とすることなく提供する団体のことです。日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体が該当します。
企業所得	営業余剰（純生産から雇用者報酬を差し引いたもの）と混合所得（家計部門における個人企業の所得）に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもので、企業会計の経常利益に近い概念です。
持ち家の企業所得	居住形態（持ち家、借家、借間）の違いによる総生産等の差をなくするために、市町村経済計算では、持ち家を自分自身に貸していると擬制して市場家賃で評価する（このような計算を帰属計算という。）ことから、持ち家は個人企業の一部として扱われます。その企業所得は、他の企業所得と同じ概念です。

第17章 市内総生産・市民所得

17-1 経済活動別市内総生産

(単位 百万円)

	実数				
	平成				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市内総生産 (17+18-19)	1,075,719	1,098,205	1,123,648	1,111,093	1,128,128
1 農林水産業	7,844	8,278	7,778	7,285	8,444
(1) 農業	7,251	7,383	6,873	6,405	7,571
(2) 林業	545	837	835	821	814
(3) 水産業	48	57	71	58	59
2 鉱業	1,278	1,134	1,191	1,145	1,175
3 製造業	47,349	49,769	49,352	47,700	46,582
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	24,982	25,396	25,915	27,442	29,378
5 建設業	61,753	63,596	72,858	56,570	63,099
6 卸売・小売業	189,112	191,874	195,760	193,023	185,526
7 運輸・郵便業	42,357	48,882	48,279	49,299	49,794
8 宿泊・飲食サービス業	32,288	30,503	32,483	32,689	31,981
9 情報通信業	48,013	48,185	49,274	49,243	50,492
10 金融・保険業	73,452	76,492	77,315	74,290	79,803
11 不動産業	101,921	102,839	103,357	106,187	111,893
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	114,498	114,153	118,909	119,277	118,269
13 公務	78,803	75,609	73,135	74,042	72,125
14 教育	60,107	60,041	59,617	61,251	63,838
15 保健衛生・社会事業	125,392	133,571	138,659	139,832	148,702
16 その他のサービス	60,803	61,684	62,233	62,433	60,092
17 小計	1,069,950	1,092,008	1,116,114	1,101,708	1,121,192
18 輸入品に課される税・関税	13,218	13,643	15,168	19,614	19,360
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	7,449	7,446	7,634	10,229	12,424
(再掲)					
第1次産業(1)	7,844	8,278	7,778	7,285	8,444
第2次産業(2、3、5)	110,379	114,500	123,401	105,415	110,856
第3次産業(4、6~16)	951,727	969,230	984,935	989,008	1,001,893

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位 百万円）

	実数				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
市内総生産 (17+18-19)	1,111,485	1,126,840	1,149,822	1,136,757	1,110,072
1 農林水産業	9,608	10,269	9,935	10,525	10,579
(1) 農業	8,866	9,459	8,965	9,779	9,910
(2) 林業	690	762	909	697	615
(3) 水産業	52	49	62	49	54
2 鉱業	1,043	1,105	1,100	1,096	1,095
3 製造業	47,196	42,142	46,321	44,224	40,208
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	29,638	30,357	29,477	30,846	30,616
5 建設業	55,025	58,865	73,750	59,970	53,775
6 卸売・小売業	182,315	189,075	192,679	189,772	202,449
7 運輸・郵便業	48,767	48,921	48,349	48,066	38,333
8 宿泊・飲食サービス業	34,426	34,725	34,635	32,719	19,743
9 情報通信業	50,740	50,135	50,997	51,211	50,751
10 金融・保険業	73,415	77,614	79,832	77,073	72,993
11 不動産業	116,544	119,725	120,303	122,038	122,535
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	115,483	113,558	115,140	118,654	124,457
13 公務	71,057	71,630	69,283	70,204	70,005
14 教育	62,818	65,793	64,901	66,875	66,125
15 保健衛生・社会事業	152,561	150,361	151,095	152,379	151,870
16 その他のサービス	56,423	56,933	55,834	56,081	49,920
17 小計	1,107,059	1,121,208	1,143,632	1,131,734	1,105,454
18 輸入品に課される税・関税	16,681	18,487	20,211	19,722	19,652
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	12,255	12,855	14,022	14,699	15,033
(再掲)					
第1次産業(1)	9,608	10,269	9,935	10,525	10,579
第2次産業(2、3、5)	103,264	102,112	121,172	105,291	95,078
第3次産業(4、6～16)	994,187	1,008,827	1,012,526	1,015,918	999,796

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

第17章 市内総生産・市民所得

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位：%）

	対前年度増加率			
	平成			
	24年度	25年度	26年度	27年度
市内総生産 (17+18+19)	2.1	2.3	△ 1.1	1.5
1 農林水産業	5.5	△ 6.0	△ 6.3	15.9
(1) 農業	1.8	△ 6.9	△ 6.8	18.2
(2) 林業	53.6	△ 0.3	△ 1.6	△ 0.8
(3) 水産業	19.8	23.5	△ 17.3	0.5
2 鉱業	△ 11.2	5.0	△ 3.9	2.6
3 製造業	5.1	△ 0.8	△ 3.3	△ 2.3
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1.7	2.0	5.9	7.1
5 建設業	3.0	14.6	△ 22.4	11.5
6 卸売・小売業	1.5	2.0	△ 1.4	△ 3.9
7 運輸・郵便業	15.4	△ 1.2	2.1	1.0
8 宿泊・飲食サービス業	△ 5.5	6.5	0.6	△ 2.2
9 情報通信業	0.4	2.3	△ 0.1	2.5
10 金融・保険業	4.1	1.1	△ 3.9	7.4
11 不動産業	0.9	0.5	2.7	5.4
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	△ 0.3	4.2	0.3	△ 0.8
13 公務	△ 4.1	△ 3.3	1.2	△ 2.6
14 教育	△ 0.1	△ 0.7	2.7	4.2
15 保健衛生・社会事業	6.5	3.8	0.8	6.3
16 その他のサービス	1.4	0.9	0.3	△ 3.7
17 小計	2.1	2.2	△ 1.3	1.8
18 輸入品に課される税・関税	3.2	11.2	29.3	△ 1.3
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	0.0	2.5	34.0	21.5
(再掲)				
第1次産業(1)	5.5	△ 6.0	△ 6.3	15.9
第2次産業(2、3、5)	3.7	7.8	△ 14.6	5.2
第3次産業(4、6～16)	1.8	1.6	0.4	1.3

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-1 経済活動別市内総生産（つづき）

（単位：%）

	対前年度増加率				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
市内総生産 (17+18-19)	△ 1.5	1.4	2.0	△ 1.1	△ 2.3
1 農林水産業	13.8	6.9	△ 3.3	5.9	0.5
(1) 農業	17.1	6.7	△ 5.2	9.1	1.3
(2) 林業	△ 15.3	10.5	19.2	△ 23.2	△ 11.8
(3) 水産業	△ 12.0	△ 6.1	27.6	△ 20.6	10.0
2 鉱業	△ 11.2	5.9	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1
3 製造業	1.3	△ 10.7	9.9	△ 4.5	△ 9.1
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	0.9	2.4	△ 2.9	4.6	△ 0.7
5 建設業	△ 12.8	7.0	25.3	△ 18.7	△ 10.3
6 卸売・小売業	△ 1.7	3.7	1.9	△ 1.5	6.7
7 運輸・郵便業	△ 2.1	0.3	△ 1.2	△ 0.6	△ 20.2
8 宿泊・飲食サービス業	7.6	0.9	△ 0.3	△ 5.5	△ 39.7
9 情報通信業	0.5	△ 1.2	1.7	0.4	△ 0.9
10 金融・保険業	△ 8.0	5.7	2.9	△ 3.5	△ 5.3
11 不動産業	4.2	2.7	0.5	1.4	0.4
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	△ 2.4	△ 1.7	1.4	3.1	4.9
13 公務	△ 1.5	0.8	△ 3.3	1.3	△ 0.3
14 教育	△ 1.6	4.7	△ 1.4	3.0	△ 1.1
15 保健衛生・社会事業	2.6	△ 1.4	0.5	0.8	△ 0.3
16 その他のサービス	△ 6.1	0.9	△ 1.9	0.4	△ 11.0
17 小計	△ 1.3	1.3	2.0	△ 1.0	△ 2.3
18 輸入品に課される税・関税	△ 13.8	10.8	9.3	△ 2.4	△ 0.4
19 (控除) 総資本形成に係る消費税	△ 1.4	4.9	9.1	4.8	2.3
(再掲)					
第1次産業(1)	13.8	6.9	△ 3.3	5.9	0.5
第2次産業(2、3、5)	△ 6.8	△ 1.1	18.7	△ 13.1	△ 9.7
第3次産業(4、6~16)	△ 0.8	1.5	0.4	0.3	△ 1.6

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

第17章 市内総生産・市民所得

17-2 市民所得の分配

(単位 百万円)

区 分	実数				
	平成				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民所得 (1+2+3)	856,552	887,573	939,120	922,997	894,763
1 雇用者報酬	608,696	607,672	614,328	622,713	624,864
(1) 賃金・俸給	513,717	512,023	518,058	524,351	525,810
(2) 雇主の現実社会負担	81,295	84,071	86,516	86,705	86,606
(3) 雇主の帰属社会負担	13,684	11,578	9,754	11,657	12,448
2 財産所得 (非企業部門)	45,444	42,518	42,698	41,730	44,547
(1) 一般政府	△ 2,481	△ 2,414	△ 2,337	△ 2,018	△ 1,654
(2) 家計	46,990	44,096	44,210	42,942	45,413
a 利子	13,583	6,079	4,919	2,836	6,278
b 配当	2,752	5,529	6,170	7,583	8,351
c その他の投資所得	26,679	28,546	29,115	28,525	26,627
d 賃貸料	3,976	3,942	4,005	3,997	4,157
(3) 対家計民間非営利団体	935	835	826	805	788
3 企業所得	202,412	237,384	282,094	258,554	225,353
(1) 民間法人企業	126,942	153,812	199,486	174,607	132,782
(2) 公的企業	11,387	14,209	16,860	19,531	22,660
(3) 個人企業	64,082	69,362	65,747	64,417	69,911
a 農林水産業	3,169	3,427	2,660	1,770	2,762
b その他の産業	24,640	29,221	27,177	25,065	28,736
c 持ち家	36,273	36,714	35,910	37,582	38,414

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標

(単位 人、千円)

区 分	実数				
	平成				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 基準指標					
総人口	299,518	299,986	300,452	299,927	297,631
2 関連指標					
(1) 人口一人当たり総生産	3,592	3,661	3,740	3,705	3,790
(2) 人口一人当たり市民所得	2,860	2,959	3,126	3,077	3,006

注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得(利益)も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位 百万円）

区 分	実数				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
市民所得（1+2+3）	892,019	920,208	930,654	921,192	872,323
1 雇用者報酬	636,274	648,001	652,221	653,252	639,416
（1）賃金・俸給	535,543	545,899	548,201	549,319	536,357
（2）雇主の現実社会負担	88,647	89,231	91,326	91,595	91,313
（3）雇主の帰属社会負担	12,085	12,870	12,694	12,338	11,746
2 財産所得（非企業部門）	44,650	43,512	44,103	46,358	46,586
（1）一般政府	△ 1,350	△ 1,224	△ 946	△ 570	△ 122
（2）家計	45,171	43,785	44,034	45,996	45,798
a 利子	6,688	7,065	7,356	11,093	11,457
b 配当	9,661	7,539	7,171	6,837	6,392
c その他の投資所得	24,520	24,596	24,794	23,466	23,088
d 賃貸料	4,301	4,586	4,714	4,600	4,861
（3）対家計民間非営利団体	830	951	1,015	932	910
3 企業所得	211,094	228,696	234,330	221,581	186,320
（1）民間法人企業	125,728	143,843	152,214	141,376	105,642
（2）公的企業	17,224	17,288	17,473	15,892	15,503
（3）個人企業	68,143	67,566	64,643	64,313	65,175
a 農林水産業	4,032	4,336	3,553	4,493	4,711
b その他の産業	24,872	24,223	21,613	20,386	20,654
c 持ち家	39,239	39,006	39,477	39,434	39,810

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位 人、千円）

区 分	実数				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 基準指標					
総人口	296,670	295,534	293,773	292,158	289,731
2 関連指標					
（1）人口一人当たり総生産	3,747	3,813	3,914	3,891	3,831
（2）人口一人当たり市民所得	3,007	3,114	3,168	3,153	3,011

注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

第17章 市内総生産・市民所得

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率			
	平成			
	24年度	25年度	26年度	27年度
市民所得（1+2+3）	3.6	5.8	△ 1.7	△ 3.1
1 雇用者報酬	△ 0.2	1.1	1.4	0.3
（1）賃金・俸給	△ 0.3	1.2	1.2	0.3
（2）雇主の現実社会負担	3.4	2.9	0.2	△ 0.1
（3）雇主の帰属社会負担	△ 15.4	△ 15.8	19.5	6.8
2 財産所得（非企業部門）	△ 6.4	0.4	△ 2.3	6.8
（1）一般政府	2.7	3.2	13.7	18.0
（2）家計	△ 6.2	0.3	△ 2.9	5.8
a 利子	△ 55.2	△ 19.1	△ 42.3	121.3
b 配当	100.9	11.6	22.9	10.1
c その他の投資所得	7.0	2.0	△ 2.0	△ 6.7
d 賃貸料	△ 0.9	1.6	△ 0.2	4.0
（3）対家計民間非営利団体	△ 10.6	△ 1.2	△ 2.5	△ 2.1
3 企業所得	17.3	18.8	△ 8.3	△ 12.8
（1）民間法人企業	21.2	29.7	△ 12.5	△ 24.0
（2）公的企業	24.8	18.7	15.8	16.0
（3）個人企業	8.2	△ 5.2	△ 2.0	8.5
a 農林水産業	8.1	△ 22.4	△ 33.5	56.0
b その他の産業	18.6	△ 7.0	△ 7.8	14.6
c 持ち家	1.2	△ 2.2	4.7	2.2

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率			
	平成			
	24年度	25年度	26年度	27年度
1 基準指標				
総人口	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.8
2 関連指標				
（1）人口一人当たり総生産	1.9	2.2	△ 0.9	2.3
（2）人口一人当たり市民所得	3.5	5.6	△ 1.5	△ 2.3

注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

17-2 市民所得の分配（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
市民所得（1+2+3）	△ 0.3	3.2	1.1	△ 1.0	△ 5.3
1 雇用者報酬	1.8	1.8	0.7	0.2	△ 2.1
（1）賃金・俸給	1.9	1.9	0.4	0.2	△ 2.4
（2）雇主の現実社会負担	2.4	0.7	2.3	0.3	△ 0.3
（3）雇主の帰属社会負担	△ 2.9	6.5	△ 1.4	△ 2.8	△ 4.8
2 財産所得（非企業部門）	0.2	△ 2.5	1.4	5.1	0.5
（1）一般政府	18.4	9.3	22.7	39.8	78.6
（2）家計	△ 0.5	△ 3.1	0.6	4.5	△ 0.4
a 利子	6.5	5.6	4.1	50.8	3.3
b 配当	15.7	△ 22.0	△ 4.9	△ 4.7	△ 6.5
c その他の投資所得	△ 7.9	0.3	0.8	△ 5.4	△ 1.6
d 賃貸料	3.5	6.6	2.8	△ 2.4	5.7
（3）対家計民間非営利団体	5.2	14.6	6.7	△ 8.2	△ 2.3
3 企業所得	△ 6.3	8.3	2.5	△ 5.4	△ 15.9
（1）民間法人企業	△ 5.3	14.4	5.8	△ 7.1	△ 25.3
（2）公的企業	△ 24.0	0.4	1.1	△ 9.0	△ 2.4
（3）個人企業	△ 2.5	△ 0.8	△ 4.3	△ 0.5	1.3
a 農林水産業	46.0	7.5	△ 18.1	26.5	4.9
b その他の産業	△ 13.4	△ 2.6	△ 10.8	△ 5.7	1.3
c 持ち家	2.1	△ 0.6	1.2	△ 0.1	1.0

資料 県「岩手県市町村民経済計算年報」

注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

17-3 市内総生産・市民所得の関連指標（つづき）

（単位 %）

区 分	対前年度増加率				
	平成			令和	
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 基準指標					
総人口	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.8
2 関連指標					
（1）人口一人当たり総生産	△ 1.2	1.8	2.7	△ 0.6	△ 1.5
（2）人口一人当たり市民所得	0.0	3.6	1.7	△ 0.5	△ 4.5

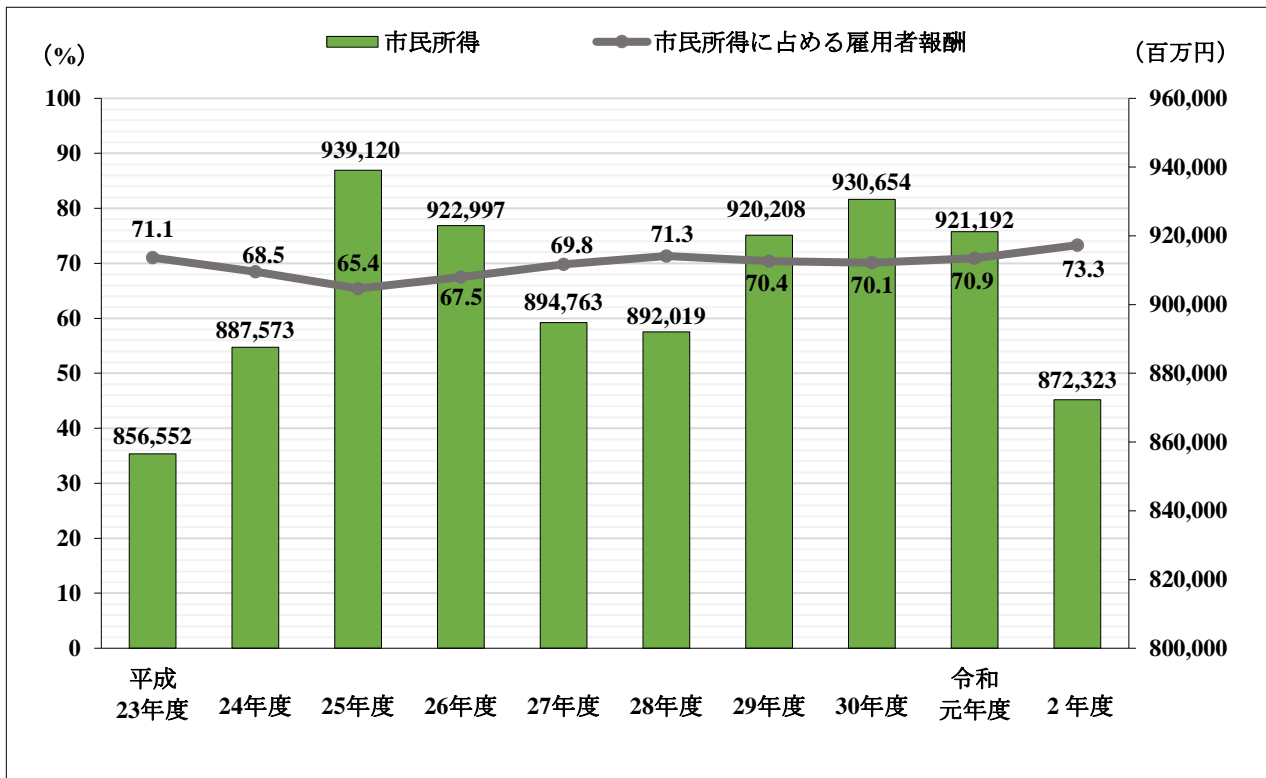
注) 1 総人口は、平成27年度及び令和2年度は国勢調査人口を基にしている。

それ以外の年度は、各年10月1日現在の盛岡市推計人口の結果による。

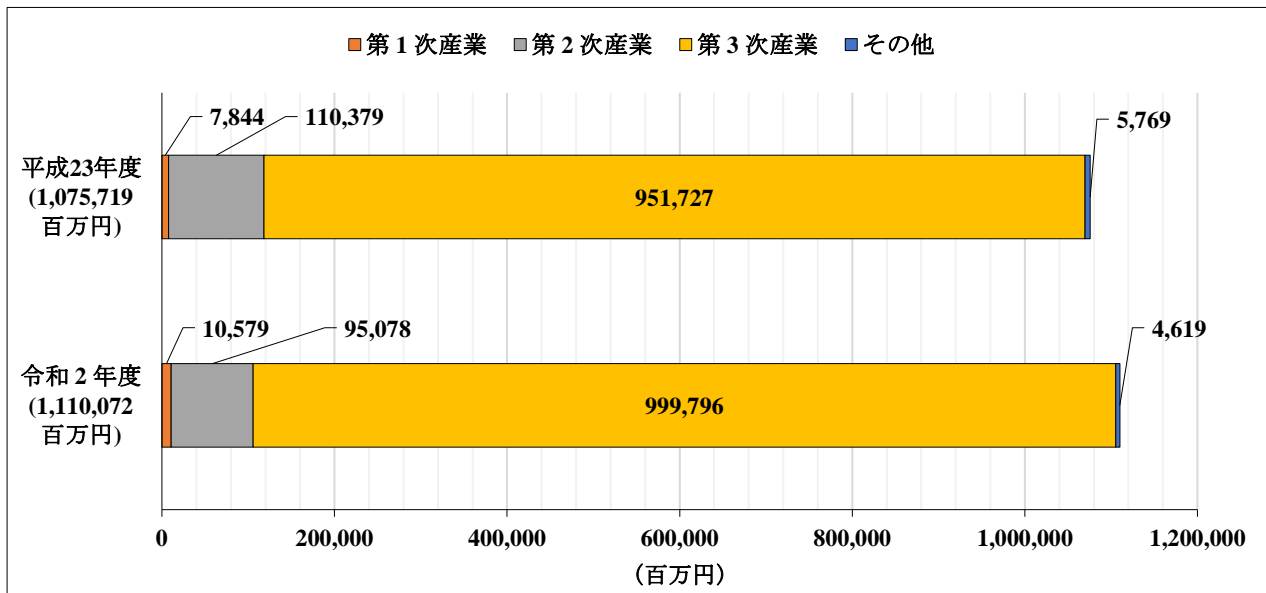
2 一人当たり市民所得は、個人や自営業の者の所得だけではなく、企業の所得（利益）も含んだ市の経済全体の所得水準を表す指標であり、市民個人の所得水準を表すものではない。

図表 市内総生産・市民所得

① 市民所得の推移（平成23年度～令和2年度）



② 経済活動分類別市内総生産の比較（平成23年度、令和2年度）



資料 県「令和2年度岩手県市町村民経済計算年報」

注) 1 上図表は調査基準日における行政区域による調査結果である。

2 市民所得とは、生産活動で生み出された付加価値を雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる経済主体に分配した総額のことである。そのため、これは個人の所得水準を表すものでないことに留意する必要がある。

3 雇用者報酬とは、雇用者に対する給与等の支払のことで、社会保険の雇主負担分や退職一時金も含まれる。

4 市内総生産とは1年間に市内の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額のことである。

5 ②表のその他とは、経済活動別に配分されない輸入品に課される税・関税を加え、総資本形成に係る消費税分を差引きした数値である。これは、それぞれの付加価値を消費税込価格で表示し、最後に消費税分を差引きするという市町村民経済計算の推計方法によるものである。

6 ②表は百万円以下四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。